

ひろしま「共育て」プロジェクト実施業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

ひろしま「共育て」プロジェクト実施業務

2 業務の目的

家庭内において女性に家事・育児負担が偏っている傾向を踏まえ、子育てをしている当事者をメインターゲットとして、社会全体の意識改革を図りながら、男性の家事・育児参画を促進することにより、家庭内で夫婦・パートナー同士が協力して家事や子育てを行う「共育て」を定着させていくことを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容

プロモーションの企画検討にあたっては、効果的な施策となるよう、本公募型プロポーザル時に提案のあった案を原案として、様々なアイデアを比較・検討すること。

上記企画案をもとにプロモーションを実施することとし、プロモーション開始後も、状況に応じて、県と協議の上、企画内容を変更する等柔軟に対応すること。

なお、企画内容に変更が生じた場合も予算額の範囲内で対応すること。

(1) 企画にあたっての留意事項

ア 「ひろしま共育て大調査」結果 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/248/tomosodate.html>) や結果公表時の参考資料 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kishakaiken/gpc-20250210.html>) の背景等に基づき、実際の行動変容につながる取組を企画すること。

イ 次のような手法を盛り込むなど、当事者の行動変容につながる施策を5つ程度企画すること。

- ・ 当事者や企業が参加できる取組として、家事・育児アプリとタイアップするなどにより、ポイント獲得者にインセンティブを付与するようなゲーミフィケーションの要素
- ・ 企業代表者等のトップ層から取組を発信していく啓発動画による周知
- ・ 男性によるワンオペ家事・育児を体験させるような仕組

ウ 「共育て」は、男女を問わず（性別に関係なく）協力して子育て等を行うことであるため、男女間の対立構造を生むような企画とにならないよう留意すること。

エ なお、イに掲げる項目は例示であり、効果的と考えられる企画を自由に提案することを妨げるものではない。

(2) プロモーション実施にあたっての留意事項

ア クリエイティブの作成にあたっては、広島県特設サイト (<https://tomosodate.pref.hiroshima.lg.jp/>) を参考にデザインの継続性を持たせること。

イ 特設サイト保守・改修等は別事業となるため、搭載コンテンツの作成にあたっては、円滑に連携できるよう留意すること。

ウ 業務の目標数値及び目標数値を達成するための行動目標を設定すること。

5 留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、県と調整を行う責任者を明らかにすること。
- (3) 受託者の総括責任者は、十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本事業について、本県との調整や協議、本県への助言、提案、支援等に応じるものとする。
- (4) 本県との協議、打合せは勤務時間内に行うこととし、また、定期的な協議打合せは契約の範囲内において随時対応するものとする。
- (5) その他、業務の実施に際し、県の要請に速やかに応じること。

6 秘密の保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者は、県から提供により受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県・参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

7 成果物

- (1) ひろしま「共育て」プロジェクト実施業務企画書
- (2) ひろしま「共育て」プロジェクト実施業務実績報告書
- (3) その他当該業務で作成したイラスト等の資料

8 成果品の帰属

成果品の納入場所は、広島県健康福祉局子供未来応援課（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、成果品はすべて広島県に帰属する。

9 再委託の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- (3) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。